第四章　経済産業省関係

（産業競争力強化法の一部改正）

第七条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「国立大学法人等（」を削り、「第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ」を「第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項及び第二十一条において「国立大学法人等」という」に改める。

第五章　国土交通省関係

（建築基準法の一部改正）

第八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の六十三第二項第三号」に改める。

第七十七条の十九第六号及び第七十七条の三十五の三第六号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改める。

第七十七条の五十九第三号中「第七十七条の六十二第一項第四号」を「第七十七条の六十三第一項第四号」に改め、同条第四号中「第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の六十三第二項第三号」に改める。

第七十七条の六十三を削り、第七十七条の六十二を第七十七条の六十三とし、第七十七条の六十一を第七十七条の六十二とする。

第七十七条の六十中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改め、同条を第七十七条の六十一とし、第七十七条の五十九の二を第七十七条の六十とする。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項」を「第七十七条の六十、第七十七条の六十三第一項」に、「第七十七条の六十三から前条まで」を「前二条」に、「第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十一、第七十七条の六十二並びに第七十七条の六十三第二項」に、「第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号」を「第七十七条の六十、第七十七条の六十二第三号及び第七十七条の六十三第二項第五号」に改める。

第九十七条の五第一項中「、第十六条及び第七十七条の六十三」を「及び第十六条」に改める。

第九十九条第一項第十四号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十三第二項」に改める。

第百六条第一項第二号中「第七十七条の六十一」を「第七十七条の六十二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（地方自治法第十六条第四項の改正規定に限る。）及び第五条の規定並びに次項の規定　公布の日

二　第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（住民基本台帳法別表第一の百八の項の改正規定、同法別表第三の改正規定（同表中二十五の項を削り、二十四の項を二十五の項とし、二十三の三の項を二十四の項とする部分に限る。）及び同法別表第五の改正規定（同表中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の三を第二十九号とする部分に限る。）に限る。）及び第八条の規定　令和七年十二月一日

三　第六条の規定及び附則第三項の規定　令和八年四月一日

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

2　地方公共団体は、この法律の施行の日前においても、地方独立行政法人法第八十条の規定により読み替えられた同法第七条又は第八条第二項の規定により、その議決を経て、第四条の規定による改正後の地方独立行政法人法第二十一条第二号に掲げる業務のうち同号イ、ロ若しくはニに掲げる出資若しくは援助に関するものを規定した定款を定め、又は定款に当該業務を規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、同日から生ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

3　第六条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第三項、第四項及び第七項並びに別表第二の規定は、同表の第一欄に掲げる介護機関であって、第六条の規定の施行の際現に生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けているもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十六号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「令和十三年三月三十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（特定投資業務に関する検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行（以下この項において「会社」という。）による特定投資業務（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂